無料調停相談会のお知らせ

民事・家事の紛争について、その解決手段の一つである調停制度の利用に関する相談を受けるとともに、調停制度の普及のため、次のとおり無料調停相談会を開催します。相談内容の秘密は厳守され、事前の予約は不要ですので、ぜひご参加ください。

◆**日　　時**　10月９日(火)　10時～15時
◆**場　　所**　留萌市保健福祉センター　はーとふる
(留萌市五十嵐町１丁目１番10号)
◆**相談担当者**　調停委員
◆**相談内容**　「民事関係」…交通事故・金銭・土地建物・損害賠償等の民事に関する問題
「家事関係」…離婚・親子関係・相続等の家庭問題
◆**主　　催**　・公益財団法人日本調停協会連合会
・留萌調停協会

◎問い合わせ先
留萌簡易裁判所　　☎42－0465

笑顔の贈り物バルーンアートで元気を！

皆さん、バルーンアートをやってみませんか？

バルーンアートは、ウサギ等の動物をはじめ細長い風船が様々に形を変え、人を笑顔にして地域を元気にします。

この「笑顔の贈り物バルーンアート」で、留萌管内を感動と笑顔であふれ、活力ある地域にするため、次のとおり講演会及びワークショップを開催します。

ワークショップでは、簡単なバルーンアートを体験しますので、参加する方は45リットルのビニール袋とハサミを用意願います。バルーンアート用のポンプはお貸しします。

なお、10月５日(金)までにお申し込みをお願いします。(先着60名程度)

◆**主　催**　オロロン・バルーンアート・サークル
◆**共　催**　留萌振興局
◆**日　時**　10月13日(土)
・講演会　13時30分～15時
・ワークショップ　15時15分～17時15分
◆**場　所**　留萌合同庁舎２階講堂
(留萌市住之江町２丁目１－２)
◆**参加料**　無料
◆**講　師**　風船の魔法使い　エリサ 氏
[風船の魔法使い㈱代表取締役]

◎申し込み・問い合わせ先
留萌振興局地域政策課　　☎42－8421

身体障害者補助犬法に理解と協力を

障がい者の日常生活を支援する補助犬については、盲導犬が一般に知られていますが、肢体不自由者を補助する介助犬や聴覚障がい者を補助する聴導犬については、実働頭数等が少数であることや、法的な位置付けがなかったことから、まだ充分に知られておらず、公共施設や公共交通機関等への同伴が円滑に受け入れられていない状況にありました。

このため、補助犬の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、良質な補助犬の育成と普及、補助犬を同伴した障がい者の公共施設、公共交通機関等の利用円滑化を目指し、「身体障害者補助犬法」が平成14年10月１日から施行されました。

また、平成15年10月からは公共施設に限らず、ホテルやスーパー、レストラン等の不特定多数が利用する施設でも、補助犬の同伴を拒んではならないこととされています。

補助犬は、他人に迷惑を及ぼさないように充分に訓練され、また、盲導犬・介助犬・聴導犬であることがわかるように表示もされています。

平成19年12月からは、障がい者雇用の職場で補助犬の受け入れが義務化される等、法改正がなされました。

障がいのある人たちの自立や、社会参加を促進するために補助犬に対する理解を深め、様々な場所で補助犬の同伴が受け入れられるよう、皆さんの積極的な取り組みをお願いします。

◎問い合わせ先
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
地域支援グループ　　☎011－204－5278

調停制度90周年における裁判所の広報行事について

今年は、調停制度が発足して90周年の節目の年にあたります。

裁判所では、調停制度に対する理解を深めていただくため、次のとおり裁判所職員による調停制度の説明及び裁判所見学会を開催します。いずれも費用等は必要ありません。

皆さんのご参加をお待ちしております。

◆**日時**　平日 ８時30分～17時 (随時受付)
※10月31日まで
◆**場所**　旭川地方・家庭裁判所留萌支部
(留萌市沖見町２丁目)
◆**内容**　裁判所の見学及び調停制度の説明

◎申し込み・問い合わせ先
旭川地方・家庭裁判所留萌支部庶務課　☎42－0465